

- 担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>第3 事業の内容</p> <p>事業実施主体に担い手経営発展支援基金（以下「経営発展支援基金」という。）を設置し、その果実及び取崩しにより、以下のとおり、利子助成対象資金について、対象要件を満たす借入者に対し、利子助成金を交付するものとする。</p> <p>1 利子助成対象資金</p> <p>(1) 平成28年1月20日又は第2により経営局長が事業実施主体を選定した日のいずれか遅い日以降に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「基盤強化資金実施要綱」という。）第3に定める資金をいう。以下同じ。）</p> <p>ただし、以下のアからウまでに掲げるものは除く。</p> <p>ア 基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金</p> <p>イ <u>沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度（沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度要綱（令和6年3月29日付け府沖振第111号・財政第171号内閣府沖縄振興局長・財務省大臣官房総括審議官通知）に規定するものをいう。）の適用を受ける場合</u></p> <p>ウ <u>沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度（沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度要綱（令和6年3月29日付け府沖振第111号・財政第171号内閣府沖縄振興局長・財務省大臣官房総括審議官通知）に規定するものをいう。）の適用を受ける場合</u></p> <p>なお、平成30年4月1日以降に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金については、本事業のほか、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業その他の農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業（金利水準が0%となるまでの</p>	<p>第3 事業の内容</p> <p>事業実施主体に担い手経営発展支援基金（以下「経営発展支援基金」という。）を設置し、その果実及び取崩しにより、以下のとおり、利子助成対象資金について、対象要件を満たす借入者に対し、利子助成金を交付するものとする。</p> <p>1 利子助成対象資金</p> <p>(1) 平成28年1月20日又は第2により経営局長が事業実施主体を選定した日のいずれか遅い日以降に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「基盤強化資金実施要綱」という。）第3に定める資金をいう。以下同じ。）</p> <p>ただし、以下のア及びイに掲げるものは除く。</p> <p>ア 基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金</p> <p>イ <u>沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度（沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度要綱（平成31年3月29日付け府沖振第96号・財政第121-2号内閣府沖縄振興局長・財務省大臣官房総括審議官通知）に規定するものをいう。）の適用を受ける場合</u> (新設)</p> <p>なお、平成30年4月1日以降に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金については、本事業のほか、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業その他の農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業（金利水準が0%となるまでの</p>

幅（ただし、2%を上限）を助成するものであって、災害関連は除く。）の対象となった貸付残高と通算して、20億円までの貸付額についてを利子助成の対象とする。

(2) (略)

2 対象要件

(1) (略)

(2) ただし、(1)に定める者が、次のアからエまでを満たすことを、園芸施設共済等の加入等、GFP登録、労働環境改善の取組及び環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表（別記様式第1の2号。以下「交付要件確認表」という。）により確認ができる場合に限る。

ア・イ (略)

ウ 農業経営基盤強化資金について利子助成を受ける場合にあっては、交付要件確認表中の労働環境改善の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施する意向があること。

エ 農業経営基盤強化資金について利子助成を受ける場合にあっては、交付要件確認表中の環境負荷低減の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施すること。

3～6 (略)

第5 利子助成金の交付の停止及び返還

1 事業実施主体は、交付対象者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ改善の見込みがないと認められるときは、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について、加算金を付して交付対象者から返還させることができるものとする。

(1)～(6) (略)

2 事業実施主体は、前項の規定により、交付対象者に利子助成金及び加算金の返還をさせた場合は、当該利子助成金及び

幅（ただし、2%を上限）を助成するものであって、災害関連は除く。）の対象となった貸付残高と通算して、20億円までの貸付額についてを利子助成の対象とする。

(2) (略)

2 対象要件

(1) (略)

(2) ただし、(1)に定める者が、次のア及びイを満たすことを、園芸施設共済等の加入等及びGFP登録に係る交付要件確認表（別記様式第1の2号。以下「交付要件確認表」という。）により確認ができる場合に限る。

ア・イ (略)

(新設)

(新設)

3～6 (略)

第5 利子助成金の交付の停止及び返還

1 事業実施主体は、交付対象者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ改善の見込みがないと認められるときは、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について、交付対象者から返還させることができるものとする。

(1)～(6) (略)

2 事業実施主体は、前項の規定により、交付対象者に利子助成金の返還をさせた場合は、当該利子助成金を国に納付する

加算金を基金に繰り入れるものとする。

別記様式 第1の2号（第3の2関係）

園芸施設共済等の加入等、GFP登録、労働環境改善の取組及び環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表

（担い手経営発展支援金融対策事業）

（中略）

1. ・ 2. （略）

3. 労働環境改善の取組に関する事項

（1）労働基準法関係（農業経営基盤強化資金について利子助成を受ける場合のみ、以下のいずれかで該当するものにチェック）

労働者（※4）を使用する事業者（※5）であり、労働基準法（昭和22年法律第49号）の適用除外となっている以下の5つの項目のうちいずれか1つ以上について、適合する取組を既に行っている、又は今後行う意向があります。

ア 同法第32条の規定（労働時間）

イ 同法第34条の規定（休憩）

ウ 同法第35条の規定（休日）

エ 同法第36条の規定（時間外及び休日の労働）

オ 同法第37条の規定（時間外及び休日の割増賃金）

※4 労働基準法第9条に定義される者

※5 労働基準法別表第1第6号又は第7号に掲げる事業を行う者

労働者を使用しない事業者です。

（2）保険関係（農業経営基盤強化資金について利子助成を受ける場合のみ、以下のいずれかで該当するものにチェック）

法人事業主であり、雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険並びに厚生年金保険及び健康保険に加入しています。

労働者5人以上の個人事業主であり、雇用保険及び労働者

ものとする。

別記様式 第1の2号（第3の2関係）

園芸施設共済等の加入等及びGFP登録に係る交付要件確認表

（担い手経営発展支援金融対策事業）

（中略）

1. ・ 2. （略）

（新設）

災害補償保険の労働保険に加入しています。

- 労働者5人未満の個人事業主又は労働者を使用しない事業者です。

4. 環境負荷低減の取組に関する事項

(1) 農業経営体であって、かつ、農業経営基盤強化資金について利子助成を受ける場合、以下の各取組のうち、本事業による利子助成金を受けている期間中、実施するものにチェック

ア 適正な施肥

- 肥料の適正な保管
- 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
- 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
- 有機物の適正な施用による土づくりを検討

イ 適正な防除

- 病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
- 病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
- 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
- 農薬の適正な使用・保管
- 農薬の使用状況等の記録・保存

ウ エネルギーの節減

- 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
- 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

エ 悪臭及び害虫の発生防止

- 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

オ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

カ 生物多様性への悪影響の防止

- 病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）

(新設)

多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）

キ 環境関係法令の遵守等

みどりの食料システム戦略の理解

関係法令の遵守

農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める

正しい知識に基づく作業安全に努める

(2) 畜産経営体であって、かつ、農業経営基盤強化資金について利子助成を受ける場合、以下の各取組のうち、本事業による利子助成金を受けている期間中、実施するものにチェック

① 共通事項

ア エネルギーの節減

畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

イ 悪臭及び害虫の発生防止

悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

エ 環境関係法令の遵守等

みどりの食料システム戦略の理解

関係法令の遵守

GAP・HACCPについて可能な取組から実践

アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している

農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める

正しい知識に基づく作業安全に努める

② 飼料生産を行う場合（該当しない → 4（2）③

へ

ア 適正な施肥

<p><input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管</p> <p><input type="checkbox"/> 肥料の使用状況等の記録・保存に努める</p> <p>イ 適正な防除</p> <p><input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討</p> <p><input type="checkbox"/> 農薬の適正な使用・保管</p> <p><input type="checkbox"/> 農薬の使用状況等の記録・保存</p> <p>③ 飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない <input type="checkbox"/> → 4 (2) ④へ）</p> <p>悪臭及び害虫の発生防止</p> <p><input type="checkbox"/> 家畜排せつ物の管理基準の遵守</p> <p>④ 特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/>）</p> <p>生物多様性への悪影響の防止</p> <p><input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守</p> <p>(注) 上記1から4までの事項のうち、本表とは別の書類等により確認ができるものについては、本表への記載を省略し、当該書類等の提出に代えることができます。</p>	
--	--

附 則 （令和6年3月29日5経営第3232号）

この通知は、令和6年4月1日から施行する。